

第8期事業年度

事業報告

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 現下における事業実施の意義と事業の経緯

長引くウクライナ情勢や米中摩擦を巡る不安定な地政学的状況を受けた為替変動や世界的な物価上昇の動向、またこれらに対応する海外主要中央銀行の金融政策の変化など、当社を取り巻くグローバルな社会経済環境は、引き続き不安定な状況にあります。

一方、感染が3年余りに及んだ新型コロナウイルス感染症については、世界的な大流行の落ち着きにより各国で出入国規制緩和が進むなど、わが国事業者が海外における事業展開を推進する上では好ましい環境を取り戻しつつあります。

また、わが国政府においては、「新たな資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月）や「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月）等において、人・科学技術・イノベーションへの重点的投資とスタートアップ支援、GX・DXへの投資等を強調しており、成長戦略におけるICTやデジタル技術の活用、スタートアップ支援は不可欠の要素となっています。その一方、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法、令和4年5月18日公布）の成立・公布に伴い、経済安全保障に対する配慮の必要性も高まっています。

JICT にあっては、令和4年2月に支援基準（総務省告示）の見直しがなされた結果、ハードインフラ整備を伴わないICTサービスへの支援や、ファンドに対するLP出資が可能となった中で、わが国事業者の海外事業展開を多様な需要に応じて支援することは、まさにわが国の利益に合致するものと認識しています。

(2) 抜本的な業務運営改革の更なる推進

当社では、前期より取り組んできた業務運営の抜本的な改革を、当期においても継続して強力で推進しました。主な具体的な対応として、

- ① JICT としての経営ビジョン策定による、JICT として目指す姿・3つの基本方針・5つの戦略軸の明確化
- ② 中期経営計画の策定に向けた社内タスクフォースでの検討
- ③ 新たな人事評価制度の運用開始と、多面評価（いわゆる360度評価）・ストレスチェック等人事関連制度の基盤整備
- ④ ウェブサイトの抜本的な見直しによる発信力強化や社内システムのセキュリティアセスメントの実施等、システム面での対応強化等、前期からの取組を強化・拡充した結果、業務運営基盤の整備が順調に進展

しています。

また、このような改革の推進と新たな案件組成に必要な人材の採用に引き続き積極的に取り組んできており、社員は令和5年3月31日現在31名（前期同時期24名）に達しております。案件の増加・多様化に的確に対応するため、更なる態勢強化を図ってまいります。

（3）支援範囲の拡大を受けた案件数の増加と多様化への対応

支援基準の見直し（令和4年2月）による支援範囲の拡大により、ハードインフラ整備を伴わない ICT サービスへの支援や、ファンドに対する LP 出資が可能となったことによりソーシング活動も多様化しています。併せて、現政権におけるスタートアップ支援強化の方針も受け、ベンチャー企業やスタートアップ企業からの相談も増加しています。

この結果、従来の案件組成数は、年間平均 1.5 件であったのに対し、当期においては年間 5 件の案件が組成されるとともに、その内訳は、ハードインフラ案件 1 件（注1）、ICT サービス案件 2 件（注2）、LP 出資案件 2 件（注3）と、ポートフォリオ上もバランス良く組成されました。これにより、JICT の支援案件が、欧米、アジアを中心に、グローバルにマッピングが可能な状況になってきています。

（注1）インドにおけるデータセンターの整備・運営事業

（注2）米国等における多言語コミュニケーションに係る ICT サービス事業、
米国における決済 ICT ソリューション事業

（注3）LP 出資による欧米・インド・イスラエル等における ICT 事業等展開、
LP 出資による米国等における ICT 事業等展開

また、これらのうち、多言語コミュニケーションに係る ICT サービス事業案件は、総務省所管の研究開発機関である国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の開発した多言語音声翻訳技術 VoiceTra を基盤的技術のひとつとして活用しています。国の開発技術をベースとしたサービスの海外事業展開を JICT として初めて支援する案件である点で、象徴的なものです。

さらに、米国における決済 ICT ソリューション事業案件は、ICT サービスに対する他の公的資金提供機関との初めての協調支援案件であり、こちらも官民ファンド等の連携による支援案件という点でシンボリックなものとなっています。

このようにかつてないペースでの案件組成がなされた結果、当期における投資実績額は 138 億円、累損額は▲127 億円となり、令和4年5月に作成した改革工程表 2021 を踏まえた改善計画における当期の投資計画額（80 億円）及び累積損益計画額（▲154 億円）をいずれも大幅に上回る形で達成しました。

なお、投資案件の増加・多様化に的確に対応するため、今後、JICT としての投資を進めるに当たっては、①わが国の経済安全保障政策の動向や外交政策・対外経済政策との調和、②対象事業に対する適切なモニタリング（ガバナンス・リスク管理態勢の確保）、③中期的な財務状況への配慮、④支援範囲拡大後も引き続きインフラ案件へも積極的に支援を実施すること等の諸点に十分留意して取り組むこととしています。

また、投資を行った案件については、投資先の取締役会等への参画等を通じて、適切なモニタリングとバリューアップにも引き続き取り組んでまいります。

（４）「エコシステム集中構築年」による取組と成果の総括

JICT では、産学官の関係者の保有する知見やノウハウを効果的に連携させ、日本企業の海外事業の支援を強力に推進するため、令和４年度を「エコシステム集中構築年」と位置づけ、国内外の産学官の関係団体・関係企業との組織的・人的ネットワークの強化に全社を挙げて取り組んでまいりました。

その結果、JICT の政府部内や市場での認知度向上、関係団体等との連携の深化等、多面的な成果につながっています。今後とも、共同投資案件につながる認知度の向上や、ICT 分野の研究開発動向・実装状況・金融分野に係る先端的な知見の蓄積と情報展開等を目指し、国際的な ICT イベントへの戦略的な参加等に取り組んでまいります。

（主な具体的な取組と成果）

① 社内態勢整備の取組

ア. エコシステム専門担当者（４月）と専門の推進グループ（１２月）の配置

イ. グローバル金融市場・投資業務経験の豊富な執行役員部長（新設）の配置（７月）による同部署の企画・運営力の強化

ウ. 地方銀行（肥後銀行）からの若手出向者１名の受入れ

エ. 金融・フィンテック分野に造詣の深い米国在住社外取締役の採用

オ. 社内外役員及びマネージングディレクター以上が主な課題と対応について対面で議論する JICT 戦略ミーティングの開催

② 社外機関との関係構築・強化の取組

ア. 総務省との様々なレベルでの接触機会の拡大

イ. 内閣官房主催会合への参加による他の官民ファンド等との連携強化

ウ. 財務省主催「官民ファンド等合同説明会」による地方経済界への発信

エ. 株主幹部に対する直接の業務説明及びオンライン業務説明会の開催

オ. JETRO の J-Bridge パートナー制度への参画

カ. 金融・ICT 関連 4 団体への加入（フィンテック、グローバル ICT 情報関連等）

キ. 適格機関投資家登録

ク. 講演・イベント参加等による発信の強化（注）

（注）経団連開発協力推進委員会政策部会や総務省デジタル海外展開プラットフォーム、マルチメディア振興センター研究会における講演、九州総合通信局・九州経済連合会との講演会の共催、自動翻訳シンポジウム（総務省・NICT 等主催）への出席参加、OECD ブロードバンドネットワーク投資ワークショップへのパネリスト参加

③ エコシステム推進活動による多面的な成果

ア. 「総務省海外展開行動計画 2025」における JICT 関連記述の大幅な充実

イ. 経団連文書（注）における JICT の取組に関する高い評価の記述

（注）「戦略的なインフラシステムの海外展開に向けて -2022 年度版-」

ウ. 外部からの講演依頼・会議出席依頼の増加

エ. 多数の VC・CVC からの LP 出資相談等の増加

オ. 加入団体主催のセミナー参加等による ICT・金融分野の知見の底上げ

（5）経営ビジョンと中期経営計画等の策定

上記「総務省海外展開行動計画 2025」において、官民ファンド JICT の活用・連携の強化が柱建てされた中で、将来的により政策的意義の高い投資等を行うため、JICT 自身の財務状況を健全に保つことの重要性が指摘されました。そのためにも、JICT は中期経営計画の策定等により、将来を見据えた戦略的な組織運営を行うべき旨が記載されたところです。

JICT においては、前期における改革工程表 2018 を踏まえた投資計画と実績の乖離を踏まえ、令和 4 年 5 月に改革工程表 2021 を踏まえた改善計画を策定・公表した一方、（3）に記載のとおり、当期は当初より ICT サービスや LP 出資に係る相談が増加するとともに、かつてないペースでの案件組成が進められました。

このような経営環境の変化の中で、令和 5 年度からの 3 年間を見据えたより計画的・戦略的な事業運営を行うべく、中期経営計画を策定することとし、社内にタスクフォースを設置して精力的に検討を進めました。

その結果、中期経営計画においては、経営ビジョンの実現に資するべく、

- ① 重点的取組課題として、政策性・収益性の追求、DX 展開企業の支援や高付加価値技術に着目した支援について、
- ② 具体的取組課題として、通信・放送・郵便に係るインフラ整備等へのリスクマネー供給、支援対象拡大を踏まえた ICT サービス等への資金供給、地方・中小企業やベンチャーをも視野に入れた LP 出資、投資事業の基盤とな

る関係機関・企業等とのエコシステムの構築や将来の事業創造の核となる人材育成について、

それぞれ記載しました。併せて JICT にて設定した 3 か年の数値目標 (KPI) についても明記するとともに、JICT 業務のサステナビリティに係る取組についても盛り込みます。また、中期経営計画を着実に実行できるよう、同計画を受けた来期の年度事業計画についても作成し、同計画に沿って今後の事業運営を計画的かつ戦略的に進めてまいります。

(6) 戦略的なポートフォリオ分析及び資金・財務管理

当期においては、その他有価証券評価差額金の増加による貸借対照表ベースでの財務の健全性と投資余力の向上に加え、損益計算書ベースでは、大型案件からの配当収入等が 17 億円超に及び、経常費用（販売管理費）を賄うことができる水準に達しています。

また、投資実行に当たっては、事前には、ポートフォリオ管理の観点からのリスク許容度を認識の上で案件組成を行うとともに、事後には個別案件別収支に加えて、国、通貨、出資形態、リスクにさらされている割合、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、米国金融市場の動向等をモニタリングし、貸借対照表全体を俯瞰したポートフォリオ・リスク分析の強化を図っています。

このようなポートフォリオ分析の強化とともに、目的に応じた資金需要に柔軟に応えながら支援を行うための資金計画の必要性が強く認識されました。具体的には、JICT として二度目となる政府保証債の発行によって資金調達手段の厚みが増す中で、為替ヘッジの開始等によって資金使途も多様化していくこととなりました。これを受け、資金使途ごとの内部管理上の勘定を設定する等戦略的な資金管理も開始しております。

2. 財務状況等

(1) 当期の実績

当期においては、前期までに支援を決定した案件に係る配当及び融資の利息収入等により、売上高が 17 億 2 千 9 百万円となりました。

このような事業活動の結果、当期の業績は、経常損失 14 億 5 千 5 百万円、当期純損失 15 億 2 百万円となりました。なお、一部案件について保守的に損失の処理を行っております。

(当期支援決定案件)

案件名	支援決定日	支援決定額
LP 出資による欧米・インド・イスラエル等における ICT 事業等展開支援	令和 4 年 6 月 17 日	25.34 億円
インドにおけるデータセンターの整備・運営事業	令和 4 年 10 月 24 日	86 百万米ドル
LP 出資による米国等における ICT 事業等展開支援	令和 4 年 10 月 28 日	25 百万米ドル
米国等における多言語コミュニケーションに係る ICT サービス事業	令和 4 年 12 月 22 日	2 億円
米国における決済 ICT ソリューション事業	令和 4 年 12 月 22 日	40 百万米ドル

(その他の支援中の案件)

案件名	支援決定日	支援決定額
米国におけるアクセスコントロール ICT サービス事業	令和 4 年 3 月 22 日	3 百万米ドル
欧州・APAC (アジア太平洋地域) における金融 ICT 基盤整備・サービス提供事業	令和 3 年 1 月 29 日	350 億円
インドネシアにおける屋内通信インフラシェアリング事業	令和 3 年 1 月 18 日	約 22 億円
東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業	令和元年 10 月 10 日	78 百万米ドル
欧州における電子政府 ICT 基盤整備・サービス提供事業	平成 31 年 2 月 28 日	11.2 億デンマーク・クローネ
ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業	平成 30 年 3 月 9 日	約 14 百万米ドル
日本・グアム・豪州間光海底ケーブル事業	平成 29 年 11 月 28 日	44.5 百万米ドル

- (注) 1. 支援決定額については、支援決定を行った上限額を示しています。
2. 全ての案件については、日本側の共同出資者とともに投資を行っています。

(2) 設備投資等の状況

当期中に重要な設備投資は実施しておりません。

(3) 資金調達の状況

当期は、政府から 210.3 億円の出資を受けました。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 6 期 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)	第 7 期 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)	第 8 期 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)
売上高	719,023	527,983	1,729,011
経常損失 (△)	△1,387,521	△5,755,920	△1,455,017
当期純損失 (△)	△1,421,801	△5,961,462	△1,502,787
1 株当たり 当期純損失 (△) (円)	△1,611	△4,590	△1,021
総資産	71,806,180	73,454,800	109,245,190
純資産	60,792,403	60,490,147	84,211,911
1 株当たり 純資産額 (円)	46,815	45,634	48,227

(注) 1. 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりとなっております。

当期純損失 (△)	△1,502,787 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純損失 (△)	△1,502,787 千円
普通株式の期中平均株式数	1,472,533 株

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得

- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ 上記⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ 上記①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑮ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ 上記①～⑮に掲げる業務に附随する業務
- ⑰ 上記①～⑯の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
- ② 主要な子会社の事務所
該当事項はありません。

(8) 従業員の状況（令和5年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31	129%	43.6	2.57

(注) 社外から当社への派遣者及び出向者を含みます。

(9) 主要な借入先（令和5年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の株式に関する事項（令和5年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,746,140 株
- (3) 株主数 23 名
- (4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	1,698,440	97.27%
株式会社みずほ銀行	10,000	0.57%
住友商事株式会社	4,000	0.23%
日本電気株式会社	4,000	0.23%
日本電信電話株式会社	4,000	0.23%
日本放送協会	4,000	0.23%
富士通株式会社	4,000	0.23%
KDD I 株式会社	2,000	0.11%
日本郵便株式会社	2,000	0.11%
BIPROGY 株式会社	2,000	0.11%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2,000	0.11%
パナソニック ホールディングス株式会社	2,000	0.11%
三菱電機株式会社	1,600	0.09%
株式会社インテック	1,000	0.06%
株式会社野村総合研究所	1,000	0.06%
古河電気工業株式会社	1,000	0.06%
株式会社テレビ朝日 ホールディングス	500	0.03%
株式会社テレビ東京 ホールディングス	500	0.03%
株式会社電通グループ	500	0.03%
株式会社TBS ホールディングス	500	0.03%
日本テレビ放送網株式会社	500	0.03%

株式会社博報堂DYメディア アパートナーズ	500	0.03%
株式会社フジクラ	100	0.01%

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社の新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項（令和5年3月31日現在）

（1）取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	冷水 仁彦	—
代表取締役社長	大島 周	一般社団法人 ISDA ジャパン 監事
常務取締役	大道 英城	—
取締役	太田 直樹	株式会社 New Stories 代表／事業共創プロデューサー 株式会社 JTOWER 社外取締役 弥生株式会社 社外取締役 AGRIST 株式会社 社外取締役
取締役	川和 まり	ミナトホールディングス株式会 社 社外監査役
取締役	中島 正樹	住友商事株式会社 専務執行役員 メディア・デジ タル事業部門長 JCOM 株式会社 取締役
取締役	三尾 美枝子	紀尾井町法律事務所 弁護士
監査役	梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長

（注）1. 取締役のうち、太田直樹、川和まり、中島正樹及び三尾美枝子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 （うち社外取締役）	7人 （4人）	56,950千円 （11,250千円）	—
監査役（社外）	1人	3,000千円	—
計	8人	59,950千円	—

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況（海外通信・放送・郵便事業委員会における活動を含む）

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員 (委員長)	太田 直樹	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 16 回全てに出席。海外事業投資や ICT の見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	川和 まり	令和 4 年 6 月 29 日の就任後に開催された取締役会 11 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 13 回のうち 12 回出席。米国での金融やフィンテック分野への見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	中島 正樹	令和 4 年 6 月 29 日の就任後に開催された取締役会 11 回のうち 8 回、海外通信・放送・郵便事業委員会 13 回のうち 9 回出席。商社での海外投資業務等の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	三尾 美枝子	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 11 回、海外通信・放送・郵便事業委員会 16 回のうち 14 回出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。
監査役	梶川 融	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会 16 回全てに出席。公認会計士としての専門見識を活かし、監査役の立場から発言。

(注) 当社は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（以下「機構法」という。）に基

つき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、同法第 25 条第 1 項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに同法第 27 条第 1 項の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額
報酬等の額	6,300 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6,930 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳等の業務につ

いての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスが最優先される体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定める。

- ① 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に定期的に報告する。また、コンプライアンスに関する事項についても取締役会に提言・報告等を行う。
- ② 当社は、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役員及び社員に通知する。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

当社は、内部監査に関する「内部監査規程」を定め、実効性のある内部監査を実施する。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定める。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
- ③ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行う。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図る。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する役員のパシ遣や株主権等の行使を適切に行う。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

- ア. 役員及び社員は、当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。
- イ. 役員及び社員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
- ウ. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役員及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事

項を報告する。

② 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

ア. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し監査役の指揮の下に置く。

イ. 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保する。

ア. 代表取締役、業務執行取締役、会計監査人との定期的な会合

イ. 子会社等の調査等の実施

ウ. アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス室を設置し、社内のコンプライアンス委員会において幹部と問題意識の共有を図るとともに、コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・ホットラインの設置、全役員・社員を対象とする研修の実施等、コンプライアンス確保のための取組を進めています。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に従い、監査役と事前協議の上、内部監査の実施に関する取組を進めています。

② リスク管理に関する体制

当社は、危機管理本部を設置し、リスクマネジメントに関する方針の策定等を行っています。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、機構法第 17 条により、同法第 25 条第 1 項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに同法第 27 条第 1 項の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しています。

⑤ 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、法令及び投資管理規程等の社内規程に基づき、投資先企業における役職員の派遣や株主権の行使等を、モニタリングの観点等から適切に実施しています。

⑥ 監査役の監査に対する体制

当社は、社外監査役1名が、取締役会に出席するとともに、役員及び社員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査進行状況及び結果について、コンプライアンス室からコンプライアンスに関連する事項について適宜報告を受けています。

当社は、監査役の職務を補助する使用人として、3名を補助社員（非専任）として選任しています。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。